

# 公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センター設置規程

制 定 平成 18 年 10 月 10 日 規程第 130 号  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 51 号

## (目的及び設置)

第 1 条 国民病といわれる生活習慣病、がんを初めとするさまざまな疾病の原因を解明し、新たな治療法や創薬に結びつく研究を行い、以て市民の健康維持と地域の医療水準の向上に資するため、公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）に先端医科学研究センター（以下「研究センター」という。）を設置する。

## (所管事項)

第 2 条 研究センターは以下の業務を所管する。

- (1) 先端医科学研究の推進に関すること。
- (2) トランスレーショナルリサーチの推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

## (共同研究支援)

第 3 条 研究センターに次の施設を設置し、開発型医療を指向した研究開発プロジェクトの研究、及び研究開発における研究の支援を行う。

- (1) ゲノム解析センター
- (2) プロテオーム解析センター
- (3) セローム解析センター
- (4) ヒト組織プロセシング室
- (5) 疾患モデル解析センター
- (6) エピゲノム解析センター
- (7) コミュニケーション・デザイン・センター
- (8) バイオインフォマティクス解析センター
- (9) トランスレーショナルリサーチ推進室
- (10) 産学連携ラボ
- (11) 細胞加工室
- (12) 細胞保存室
- (13) 新興感染症研究センター

## (バイオバンク室)

第 4 条 削除

## (事務支援)

第 5 条 研究センターの事務支援は、研究センターの研究の進行管理・知的財産権の管理・産学連携、及び産学連携ラボについて入居者の募集、入居、使用料請求、退去その他賃貸に関する業務を行う。

## (職員及び職務)

第 6 条 研究センターに専任教員のほか、次の職員を置く。

- (1) 研究センター長

- (2) 副研究センター長
- (3) 解析センター長（コミュニケーション・デザイン・センター長及び新興感染症研究センター長を含む。）
- (4) 室長
- (5) 研究推進部長

- 2 研究センター長は理事長が任命し、研究センターの適切な運営にあたる。
- 3 副研究センター長、解析センター長（コミュニケーション・デザイン・センター長及び新興感染症研究センター長を含む。）、室長は研究センター長が任命し、研究センター長の指揮のもとで研究センターの運営推進にあたる。任期は3年以内とし、再任を妨げない。
- 4 研究センター長が必要と認める場合は、副解析センター長または副室長をおくことができる

（先端医科学研究センターマネジメント会議）

第7条 研究センターに先端医科学研究センターマネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を置く。マネジメント会議に必要な事項は別に定める。

- 2 マネジメント会議は次の事項を協議する。

- (1) 大学における先端医科学研究の推進及び研究成果の社会還元に関すること。
- (2) 病院及び企業等とのトランスレーショナルリサーチに関すること。
- (3) 海外連携機関との協働に関すること。
- (4) 研究センターにおける研究戦略に関すること。
- (5) 研究センターの管理運営全般に関すること。
- (6) その他研究センター長からの諮問事項に関すること。

（研究計画審査会）

第8条 研究センターに先端医科学研究センター研究計画審査会（以下「研究審査会」という。）を置く。研究審査会に必要な事項は別に定める。

- 2 研究審査会は、バイオバンク室で保管する試料等を活用する研究計画及び产学連携ラボの入居者の審査等を行う。

（庶務）

第9条 研究センターの庶務は、研究推進部研究・产学連携推進課が行う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるものの他、研究センターの運営に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年10月10日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 24 年 8 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 26 年 1 月 1 日改正）

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 29 年 規程第 40 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 本規程の施行日時点で第 7 条第 8 項に規定する職にある者の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## 附 則（平成 30 年 規程第 39 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 30 年 規程第 59 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和 5 年 規程第 53 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条については令和 5 年 3 月 31 日をもって削除する。

附 則（令和 6 年規程第 51 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。